

令和6年 第4回定例教育委員会会議録

- 1 招集年月日 令和6年4月24日（水） 15時00分～
- 2 招集場所 佐々町役場 3階第2会議室
- 3 出席委員 黒川教育長、中村委員、石橋委員、荒木委員、金子委員
- 4 事務局出席者 貞松指導主事、金子補佐、上野補佐、鮎川係長
- 5 会議録署名委員の指名 金子 圭一 委員
- 6 前回の会議録の承認 令和6年 第3回定例教育委員会（3/26）
- 7 教育長報告
- 8 専決報告 報告第1号 佐々町小中学校給食費負担軽減事業補助金交付要綱の一部改正について
報告第2号 佐々町中学校給食費無償化事業補助金交付要綱の制定について
報告第3号 佐々町要保護及び準用保護児童生徒就学援助に関する要綱の一部改正について
- 9 案 件 議案第20号 学校運営協議会委員の委嘱について
議案第21号 佐々町社会教育委員の委嘱について
議案第22号 佐々町公民館運営審議会委員の委嘱について
議案第23号 佐々町立図書館協議会委員の委嘱について
- 10 報告事項
 - (1) 令和6年度県教育委員会への市町村教育委員会連絡協議会からの「人事異動」「教育行政」に関する要望への回答について
 - (2) 教育委員会関係国政要望について
 - (3) 教科書採択について
 - (4) 中学校体育大会・小学校運動会について
 - (5) 3校共同研究会実践記録集について
 - (6) 学校要覧について
 - (7) ALT・ICT支援員の報告について
 - (8) 中学校の制服について
 - (9) 「家族の日休暇」の周知について
 - (10) サテライトあすなろについて
 - (11) 名義後援について
 - (12) 準要保護の認定について

- (13) 行事関係報告について
- (14) その他

〈審議の経過（要約）〉

教育長	ただ今から、令和6年第4回定例教育委員会を開催します。
教育長	<u>5 会議録署名委員の指名</u> 本日の会議録署名委員を指名します。金子 圭一 委員にお願いします。
教育長	<u>6 前回の会議録の承認</u> 前回の「令和6年3回定例教育委員会会議録」について、事務局から説明をお願いします。
鮎川係長	(資料により説明)
教育長	今、説明がありましたが、質問や、お尋ね等ございますでしょうか。 (「なし」の声あり。)
教育長	ないようでしたら承認することといたします。
教育長	<u>7 教育長報告事項</u> (1)教育委員会の主な活動 (資料により説明)
教育長	(2)町内校長会連絡事項等 【指導事項】 ○佐々町教育方針 佐々町教育方針については変更なしということで、継続してやると話をしたところです。 校長として学校を創る、どのような学校を創りたいのか自分自身のビジョンをしっかりと持つこと、変化への対応と不易なもの、流行と不易という言い方をしますけれど、それをしっかり押さえた学校経営をお願いしたいということで話をしたところです。 ○本年度やるべきこと（学校関係） 体力・学力、学校生活にしてもそうですけれど、コロナロスを取り戻す1年にしてほしい。令和5年度がやっと普通にできるようになったという年でしたから、今年は取り戻す年にしてほしいと話をしたところです。 それから、教育の不易をしっかりとということで、教育関係では、徳・知・体と言われる部分ですけれど、学力・体力・心の教育の充実については同じ思いでやってほしい。校長のやるべきことは、組織を動かす、職員を動かすということなのだと話をしたところです。

それから、生徒指導の充実ということで、事故の未然防止、いじめへの適切な対応、特に今年度は不登校への適切な対応についてしっかり考えていかなければいけないだろうと話をいたしました。佐々子3か条の啓発ということも話をしたところです。

また、教職員の指導ということで、トラブルへの適切な対応では、いろんな保護者とのトラブル、生徒とのトラブル等があるかと思います。抱え込まないように、報告・連絡・相談を徹底させるようにということを指導しました。

さらに、働き方改革については、もう本当にやることがないのか、もう一度見直してほしいと話をしたところです。

それから、不祥事の根絶については、佐々中学校で石橋委員にご協力いただいて行った研修も一つ仕組んでみてはどうかと。グループワークを取り入れて、ただ聞くだけではなくて、話をしながらというような形を取り入れたら効果的ではなかろうかと話をしたところです。

今年度の大きな課題が中学校部活動の地域移行です。これについては、中体連が終わった辺りから動き始めようと思っています。

中学校の教科書採択、給食費の公会計化の取り組みが大きな課題になってくるとしています。

○給食での窒息事故防止

前回の定例教育委員会でもお話をしたところですけど、うずらの卵で窒息死ということで連日新聞記事が載っておりましてけれど、一番気になったのが、うずらの卵の危険性が浸透せずということです。

文科省から、「学校給食における窒息事故の防止について」という通知が参りましたけれど、結局「食に関する指導の手引―第二次改訂版―」において、対応について示されているということでした。

うずらの卵、丸くてつるつとしたものは危険だということと同時に、窒息事故防止についての対応については、先ほど言いました「食に関する指導の手引」に「背中をたたく」、「腹部を突き上げる」という方法があります。

当然、救急車を呼ぶことになると思いますが、緊急時の対応について、必ず職員に知らせておいてほしいと話をしたところです。特に小学校の低学年あたりが問題になると思いますが、そういう指導をいたしました。

○いじめ対応

いじめの事案というのが、定例教育委員会でも報告しているように、結構な数、上がってきております。やはり人間関係のトラブルですから、学校内で起こる可能性は十分考えられるし、また、小さなことでもいじめとしてしっかり対応してほしいということと同時に、新聞に「過剰な親、いじめ対応の壁」というのが載っておりますけれど、確かに保護者のご理解を得るということもしっかりと考えていかなければいけないだろうという話をしたところです。

○不登校要因

不登校要因調査ということで載ってございましたけれど、学校運営調査というのが4月の当初にあります。その中で、不登校になった理由ごとで人数を挙げていくのですが、学校が調査報告する理由と、実際に不登校になった者に聞いた理由に乖離がある、原因についてかなりずれがあると書かれておりました。友人関係のトラブルとした子どもは24.8%だったのに対して、学校は8%以上低かったという調査結果があったということです。

これについても、文科省からのアクションがあるとは思っておりますけれど、非常に難しいところです。確かに原因はいじめや嫌なことを言われたことだけど、お互いに和解をし解決したのに不登校になる場合、それはいじめで挙げるのか、無気力で挙げるのかと非常に悩むところではあるだろうと思っています。その辺りで食い違いが生じているのかなという気もいたします。

○虐待

虐待通報児童12万2,806人、県内375人増ということでかなり増えてきています。非常に難しいといえますか。虐待が疑われる場合は、関係機関との連携ということを必ず取ってほしいと話をしたところです。

○交通事故

子どもの死傷、飛び出し最多と記事に出ておりました。本町の交通事故についても、やはり飛び出しです。自転車の飛び出し、歩きながらの飛び出しというのが、ほとんどの交通事故の原因でした。

学校にお願いしたのは、「たいせつないのちとあんぜん」という冊子で、クイズ形式で書かれている、文科省が出した安全指導のための手引です。小学校1年生あたり、入学の時期に指導していると思います。

ただ、1回やったからといって、それで指導したということではなくて、繰り返し指導してほしい。恐らく、今、小学校1年生は、何を言っても「はい」と返事をすると思います。飛び出しちゃ駄目、「はい」と言うと思います。それは「分かった」ということではないから、繰り返し指導してほしい、この冊子を使いながらやってほしいと話をしたところです。

○自殺

自殺に関わる悲しい事案が上がっておりますけれど、自殺の件数が増えているということです。県内、自殺10人増となっています。学生、生徒が7人とのことで、本当に自死を選ばざるを得ないような悩みを抱えている子というのがいるかもしれないという意識は持って対応してほしいと話をしたところです。

○事故防止

都立高、プール事故3.8億円の賠償命令ということで、2016年ですから、既にプールでの飛び込みというのは禁止されていたはずですが。何でもそうですけど、忘れた頃にやってくると言いますか、このくらい大丈夫だろうと思ってやったことが重大な事故につながるということです。雷もそうだと思います。プール

の事故、サッカーゴールのことについてもそうです。そのときは確かに点検したり確認したりするけれど、しばらくするとルーズになってきて、そこで事故が発生するとことを十分注意するようにと話をしたところです。

○セクハラ

「佐世保市課長セクハラか」ということで、セクハラは絶対ないようにと話をいたしました。

○タブレット故障・破損

キーボードが取れるなど本町でもあります。何故か昨年末ぐらいから、タブレットの破損が多くなっています。扱い方が急に荒くなったわけではないだろうけれど、導入するときには使い方について指導いたしましたけれど、それが風化していないかどうか、もう一度、タブレットの使い方について指導してほしいと話をしたところです。

【共通理解事項】

○医療的ケア児の通学支援

看護職員を配置して、通学時も同乗するというような取組が始まるようです。

○ヤングケアラーの進路

ヤングケアラーの進路支援をこども家庭庁が始めようとしているようです。

○日本版DBS法案

20年間は、性的な加害者となった人については子どもと関わる職には就けないという法案が成立するようです。

ただ、気になったのは、性犯罪歴がなくても、子どもや保護者から相談があれば、雇用主側が調査、性加害のおそれがあると判断した場合、同様な安全措置を取ることができるとなっているところです。これは非常に厳しいところがあるかもしれません。

特に教職員の場合、何をしてそう捉えるかというのは、これもまた非常に難しいです。また、教職員の場合は子どもと接しない職場はないですから、これは非常に難しいし、何らかのガイドライン等が出てくるだろうと思っています。

○教科書

教科書採択がいよいよ中学校について始まりますけれど、教科書のデジタル化、QRコードが多くなったということです。活用の仕方によっては効果的であろうし、特に英語は、QRコードで読みの練習が簡単にできるということになれば、効果的だと思っています。全部使い切れるかどうかと疑問もありますけれど、小学校の教科書もかなりQRコードが多かったです。そのような方向になってくるだろうなと思っています。

鮎川係長	○人口減少 人口減少が長崎市が市町村別で3位、佐世保市が5位ということです。全国でこの順番ですから、いかに長崎県が縮んできているかということです。 ○PTA活動 これは城山小学校の取組です。各学校、今のところはPTAに入らない保護者はいないとのことですが、少しずつ変わるところも出てくるかもしれません。 ○給食費補助 「自治体間で競争、支援に格差」ということで、給食費、保育料無償化の動きです。本当にそのような流れになっていますけど、財政的にかなり厳しいところもあるのは事実だろうと思っています。 ○その他 「落雷、高校生1人意識不明」ということで、これも大きくニュースで取り上げられました。 雷は時々落ちます。雷が落ちると大変なことになるということを十分理解しながら、天候が急変した場合は思い切って中止という措置を取らなければいけないだろうと話をしたところです。 私からの校長会での指導事項は以上です。 何かございませんでしょうか。よろしいでしょうか。 (「なし。」の声あり) 8 専決報告 報告第1号 佐々町小中学校給食費負担軽減事業補助金交付要綱の一部改正について 今まで、佐々町小中学校で給食費の負担軽減として、第1子2割、第2子4割、第3子以降は10割補助を行ってきましたけれども、昨年度から、佐々中学校につきましては、第1子であっても完全無償化を1月から実施をしております。それに伴いまして、この要綱が、「佐々町小中学校」と小中学校に適用する内容でしたので、今回の改正で小学校に限定する内容に改正しております。 こちら、新旧対照表ですが、要綱名ですけれども、改正前が「佐々町小中学校給食費」となっている分が、改正後では「佐々町小学校給食費」と変えております。 それから、第2条では、用語の定義ということで、この要綱の中で使っていく言葉についての定義を正式に示しております。 次に、改正後では第2条を追加したことで、以降、条項が繰り下がりしてまいりますけれども、改正前の第2条、改正後の第3条のところでは、「佐々町立学校
------	--

教育長	に在籍している児童及び生徒（以下、児童等）」となっていたところを、「佐々町立小学校に在籍している児童（以下、児童）」、こちらも小学校に限定をしたことで「生徒」の文言を削除しています。 次に、改正後の第5条になりますが、こちらが、今までは保護者から申請書を提出していただき、交付決定してから、請求書を提出していただいて補助する流れでしたが、改正後では保護者が学校に委任をしていただき、学校が教育委員会に申請書を提出するという、補助までの事務の流れを変更するために第5条を追加させていただいているところです。 また、改正後の第6条ですけれども、こちら、中途編入者など学校に対して委任状の提出ができなかった場合は、保護者から申請書を提出してもらう場合も想定されるということで、第6条では申請書方式も残すことで、どちらでも対応できるようにしているものです。 それから、改正前の第7条の第2項ですが、「前項に規定する補助金は、前期（4月から7月まで）及び中期（9月から12月まで）、後期（翌年1月から翌年3月まで）に分けて交付するものとする。」となっておりますが、こちらは、事務としては学期ごとに交付するというのでこの規定があったわけですが、実際には学期ごとの交付が難しいところもございまして、この第2項については削除をさせていただいております。 次に、附則になりますが、附則の第2項から第3項につきましては中学校の生徒に関する附則になりまして、先ほどから説明をしていますとおり、今回は小学校に限定をしているところということで第2項、第3項は削除、それから第4項につきましては、中学校の給食費無償化に係る内容となっておりますので削除ということで、改正後の付則は第1項のみということで改正をしています。 様式については、説明を省略させていただきます。 説明は以上です。 以前の要綱が、附則で中学校は100%にしますとの書き方をしていました。そうではなくて小学校だけになりますので、小学校について整理をしたということ。 そして、本来でしたら、3月26日の定例教育委員会で議決すべきところであったのですが、4月1日から始めなければいけないということで、専決をして、今日の定例教育委員会に報告をするという形を取らせていただいたところです。 何かご質問等、ございませんでしょうか。よろしゅうございましょうか。 （「なし。」の声あり）
鮎川係長	報告第2号 佐々町中学校給食費無償化事業補助金交付要綱の制定について こちらは、先ほど報告第1号でも説明しましたが、給食費の負担軽減について、中学校につきましては1年から3年の全学年が無償化となりますので、中

教育長	学校の無償化についての交付要綱ということで、新規で制定をさせていただいているものです。 事務の流れにつきましては、改正後の給食費負担軽減要綱と同じく、保護者から学校に委任をしていただきまして、学校が教育委員会に対して申請書を提出、それに対して教育委員会は学校に交付決定を行っていくという流れは、小学校の負担軽減と同じ事務を進めることとなります。 また、資料の3枚目以降になりますけれども、こちらも様式を載せておりますが、説明は省略をさせていただきます。 報告第2号についての説明は以上となります。 よろしいでしょうか。あくまでも保護者に対する補助だということで、保護者が学校に委任してもらったところで、学校が一括して保護者の補助分を給食費に充てていくという流れになっているということです。 これについても、4月1日からやらなければ間に合いませんので、専決ということにさせていただいたところです。 以上、報告ですが、何かございませんでしょうか。よろしいでしょうか。 (「なし。」の声あり)
鮎川係長	報告第3号 佐々町要保護及び準要保護児童生徒就学支援に関する要綱の一部改正について 今回、国の基準が改正されたことに伴いまして、町の要綱も改正が必要となったため改正するものです。 改正箇所が、別表の「新入学児童生徒学用品費」、改正前は54,060円が、改正後は57,060円、プラス3,000円されております。今回、国の基準がこちら1か所だけの変更でしたので、町の要綱も1か所変更をしております。 ほかにつきましては、変更はございません。 附則になりますが、「この要綱は告示の日から施行し、令和6年4月1日から適用する。」としております。 説明は以上となります。
教育長	よろしいでしょうか。これは準要保護関係などでは、このような国の基準が確定しないと、決定など出すことができないということになってしまっています。しかし、やっぱり支給は早くしたいと、そういったことで専決をさせていただいたということでご理解いただければと思います。 よろしゅうございましょうか。 (「なし。」の声あり)
鮎川係長	<u>9 案件</u> 議案第20号 学校運営協議会委員の委嘱について

教育長	学校運営協議会委員の任期については、令和6年4月1日から令和7年3月31日までの1年間となっております。 今回、資料の下線部分の方が変更となっております。 以上でございます。 ただいま学校運営協議会の委員の委嘱について議案として出ておりますが、何かご質問等ございませんでしょうか。よろしいでしょうか。 【質疑なし承認】
金子補佐	議案第21号 佐々町社会教育委員の委嘱について 佐々町社会教育委員の委嘱でございますが、まず、定数が15名以内、学校教育、それから社会教育、家庭教育、学識経験者で構成をされております。 任期が令和5年4月1日から令和7年3月31日までの2年間でございます。 今回、学校教育関係者の下線部分の方が新しく替わられております。 そのほかは変更ございません。 以上でございます。
教育長	委員長については、あさっての総会で決まるということですね。
金子補佐	そうです。26日に社会教育委員会を開催予定としております。
教育長	何かご質問等ございますでしょうか。 【質疑なし承認】
金子補佐	議案第22号 佐々町公民館運営審議会委員の委嘱について 佐々町公民館運営審議会の定数は15名以内で、学校教育、社会教育、家庭教育、学識経験者で構成をされております。 任期については令和5年4月1日から令和7年3月31日、2年間となっております。 今回、下線部分の方が新しく替わられております。 以上でございます。
教育長	これについても、ご承認いただいてよろしゅうございましょうか。 【質疑なし承認】
金子補佐	議案第23号 佐々町立図書館協議会委員の委嘱について 佐々町立図書館協議会委員の定数は10名以内、学校教育、社会教育、識見を有する者で構成をされております。

教育長	任期については、令和5年4月1日から令和7年3月31日までの2年間となっております。 今回、学校教育関係者の下線部分の方が新しく替わられております。 以上です。 図書館協議会委員について、何かご質問等ございませんでしょうか。ご承認いただいたということでよろしゅうございましょうか。 【質疑なし承認】
教育長	<u>10 報告事項</u> (1) 令和6年度県教育委員会への市町村教育委員会連絡協議会からの「人事異動」「教育行政」に関する要望への回答について 市町村教育委員会連絡協議会が、県教育委員会に提出した要望書について、要望内容及び回答内容の説明。
金子委員	要望事項の3番目の教頭の働き方改革についてと表題があるのに、中身については、「働き方改革」が「働きがい改革」宣言とありますが、県はどのように捉えているのでしょうか。「働き方改革」でもいいものを、「働きがい改革」となっているので質問というか、疑問です。
教育長	「教頭の働きがい改革宣言」というのは県教委が言い出したことです。今年、県は組織編制の見直しをしています。働き方だけでなく、「教頭の働きがい改革」の中で、教頭の授業時数を減らしますとか、このようなことだと思っています。 私たち教委連では、教頭の働き方改革をしてほしいということであるけれども、そのためには教頭の働きがい改革宣言を確実に実施してほしいということで要望したということです。 ほかにございませんでしょうか。よろしいでしょうか。 (「なし。」の声あり)
教育長	教職員のことになるので、要望事項については、私どもから教委連に上げて、教委連で検討してもらうというようなことに今年もなろうかと思っています。
上野補佐	(2) 教育委員会関係国政要望について 町村会から国に対する要望として教育委員会が出した要望内容の説明。
荒木委員	分かれば教えていただきたいのですが、もし小学校も全額無償化して町で負担するとなると、費用はどれぐらいかかるのでしょうか。

上野補佐	概算になりますが、令和4年度で、給食費総額は大体6,700万円ほどになります。物価高騰で1,500万円の補助をしていますので、プラスしますと総額8,200万円ほどになりますので、全額無償化にすると、そういった財源が必要ということになると思います。以上です。
中村委員	国に要望して、まだ何とも言えないのかもしれませんが、要望が実現するという算段はあるものなのか。そういった部分はまだ全く分からない、出してみないと分からないということなののでしょうか。
教育長	仰せのとおり、出してみなければ分からないといえますか、最初は子育て施策として給食費の話が出ていました。ところが、いつの間にか言わなくなりました。だけど、全国の自治体で、国が責任を持ってやるべきだという声は上がっています。本町でも無償化をしていますけれど、町長は必ず議会答弁のときには、「本来は国がやるべきことだ」と言います。教育の機会均等を考えたら、自治体の財政力によって差があるというのはおかしいということです。どこもこの財源捻出には苦しんでおられると思います。
荒木委員	確かに、国に上げて、国の予算も相当大変だろうなと思います。無償化というのはすごくありがたいことだとは思いますが、結局は最終的に税金という形に戻ってくるのを考えたら、無償化が正しいのかどうか分からない部分があります。 以上です。
中村委員	最近の色々な地域での選挙を見ていて、給食費無償化をマニフェストに掲げる候補者が多いのですが、時代の流行に乗って言われているような感覚がすることがあります。もちろん、真剣に考えておられる候補者の皆さんがほとんどなのですが。 ただ先ほど、教育長が言われたように、国が支払っていただくということも一つなのかもしれないです。
荒木委員	私も中村委員と同じように思う部分があります。
貞松指導主事	(3)教科書採択について 中学校教科書の採択までのスケジュールおよび委員について説明。
貞松指導主事	(4)中学校体育大会・小学校運動会について ・佐々中学校 令和6年5月12日(日) ・佐々小学校 令和6年5月19日(日) ・口石小学校 令和6年5月26日(日)
貞松指導主事	(5)3校共同研究会実践記録集について

	実践記録集について説明。
貞松指導主事	(6) 学校要覧について (資料により説明)
鮎川係長	(7) A L T ・ I C T 支援員の報告について 令和 6 年度に派遣される A L T 及び I C T 支援員の紹介。
教育長	(8) 中学校の制服について 制服の移行に際し、特に混乱等は生じなかったことについて報告。
教育長	(9) 「家族の日休暇」の周知について 周知状況と実施状況について報告。
貞松指導主事	(10) サテライトあすなろについて 開設初日の状況及び今後の予定、併せてステップルームフリースペースな ずな状況について説明。
石橋委員	質問ですが、なずなを今利用している子どもがどれぐらいなのでしょう。 あと、要望といいますか、連携ということで、まず学校の先生たちが、ステ ップルームに行くこと、いろんなところに行くことに対して理解をしていただ いて、行っていいよというふうになっているのでしょうか。以前は何か、心の 教室相談室に行くのも無理やり引っ張ろうという先生方も結構いらっしゃった ので、今、そこら辺がどういうふうになっているのかなというのがちょっとあ ればということです。 あと連携が、数年前ですけれども、なかなか、心の教室相談室のときも、記 録を書いても渡っていかない。教頭先生、校長先生とか印鑑押してありますが、 どうかすると線が引いてありますが、どうかすると何も反応がない。記録を書 いても、それに対して対応してもらっていないということがたくさんあったの で、そこら辺、先生たちも大変だと思います。校長先生もいろいろ大変でしょう し、担任となるともっと大変でしょうから、連携は厳しいと思うのですが、で きるだけそこらへんがうまくいくように、何か工夫があればという要望です。
貞松指導主事	ありがとうございます。 まず、連携の在り方についてなんですが、先日、なずなの方々と町教委との 連携に関しての話し合いを持ちました。その中で、先ほどのすみ分けの件と、そ れから、なずなの方々も、できるだけ勉強はさせたいけれどもという気持ちは 持っておられます。そういったところでの、校内ステップルームとの連携を図 っていくということで共通理解をしたところです。 学校側の研修につきましては、校長会もしくは教頭会を通じて、昨年から言 っているけれども、やはり今おっしゃるように、先生方に伝わっていない部分

	がありました。そこを受けて、しっかり校長会で浸透させて、職員一人一人に特別支援教育、それからこの3か所の在り方については研修会を通して啓発していくように、指導していきたいと考えております。今もしております。個別に各校長にお願いをしているところです。 現状を言いますと、校内ステップルームは、中学校はもう既に昨年からスタートしていますので、十数名の在籍、毎日来ているようです。口石小も、聞いてみると、2、3名の子どもがステップルームに来ているようです。そして、心の教室相談員とNPOの人たちの支援を受けているようです。 佐々小学校は今のところ来ていないようです。そういう状況です。 なずなの参加人数につきましては、大体10名前後、月曜と木曜が開催日ですが、大体この2日間で、常時、7、8名の子どもたちがなずなを利用しているようです。その7、8名の子をあすなろに行って学習をさせる環境を整えていきたいと考えているところです。そういった現状です。 以上です。
中村委員	まず、月曜日と木曜日の10時から16時がなずなで、あすなろが昼の1時から1時50分、ここが学習できるみたいな感じで捉えればいいですか。
貞松指導主事	行ってくればいいですが、勉強を嫌がるかもしれないです。
中村委員	なずなでは、学習までは行かないという感じですか。
貞松指導主事	そうですね。教員免許を持った人がいないです。
中村委員	そこはうまくすみ分けができれば最高になりますね。
教育長	そうですね。すみ分けと連携という名の相乗り入れということになるだろうと思います。子どもたち自身も、勉強が嫌だと言いながら、勉強をしないといけないという思いもあるだろうと確かに思います。不安もあるだろうと思います。だから、学習できる機会を提供できるというのが本当の前進だと思っています。
中村委員	まずは受け皿ができてよかったという感じですね。
教育長	あんまりばさばさと切るのではなくて、あすなろの考え方も一つは学習指導もあるけど、コミュニケーション能力ということも重視したいという考え方があるようなので、相乗り入れでやっていければと思いますし、今年1年間様子見ていきたいと思います。 最初、議論をしましたが、あすなろとなずなと同じ日に設定したがいいか、別の日に設定したがいいか。ひょっとしたら両方が飲み込まれてしまって、うまくいかないのではないかとこの恐れもあるわけです。しかし、先日、初日で

	したから少ししか見ていないのですが、様子を見ていたら、なずなにいた小学3年生にあすなろの指導員の方が国語の勉強30分間して、その後に陣取りゲームのようなことをやっておられました。だから、相乗効果が出るか、飲み込まれてしまうのか、やってみないと分からないって気はしています。 また適時、ご報告、ご相談しながらやっていきたいと思います。よろしいでしょうか。
鮎川係長	(11)名義後援について 該当なしのため取り下げ
鮎川係長	(12)準用保護の認定について 申請17件のうち認定15件、不認定1件を報告。
鮎川係長	(13)行事関係報告について (資料により説明)
教育長	(14)その他 ・文化協会の会長交代について報告。 ・佐々町教育振興基本計画及び佐々町学校評価ガイドラインの一部改定について説明。 ・令和6年度市町村教育委員会連絡協議会総会及び市町教育委員会合同研修会について説明。 (16時59分 閉会) 上記のとおり会議の次第を記載して、相違ないことを証するためにここに署名する。 令和6年4月24日 教育長 黒川 雅彦 委 員 金子 圭一